

一般財団法人佐々木泰樹育英会
2019年度第7回臨時理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案事項：1

2019年度若手弁護士助成金選考者として以下の1名を当財団助成対象者に採用する。選考の詳細は別紙の通りとする。

大江弘之

提案事項：2

2019年度後期 デザイン工芸美術専攻学生奨学生選考者として以下の3名を当財団奨学生に採用する。選考の詳細は別紙の通りとする。

丸山さとわ（大学生）

大谷陽一郎（大学院生）

遠藤文香（大学院生）

提案事項：3

当財団公益認定申請にあたり別紙会計事務所への業務委託を行う。追加費用は予備費を充当する。

提案事項：4

理事会決議があったものと看做される日を2019年9月30日付とする。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 佐々木泰樹

3 理事会の決議があったものとみなされた日 2019年9月30日

4 議事録の作成にかかる職務を行った理事 佐々木泰樹

理事総数 9名 監事総数 2名

2019年9月26日、理事長佐々木泰樹が理事の全員及び監事の全員に対して、電磁的方法により理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、2019年9月27日までに理事の全員から電磁的記録により同意の意思表示、監事の全員から電磁的記録により異議がないとの意思表示を得たので、一般財団法人法第96条(定款第32条第4項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案(第1号議案)を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成にかかる職務を行った理事は、次に署名する。

2019年9月30日

一般財団法人佐々木泰樹育英会

代表理事 佐々木泰樹